

## 生活困窮者自立支援法案に対する声明

今般、社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会の報告書に基づく新たな生活困窮者支援に関する法律「生活困窮者自立支援法案」（以下、「法案」という）が第 185 回国会に提出された。法案は社会保障制度と公的扶助である生活保護の隙間をうめる第 2 のセーフティネットを制度化するものであり、従来、支援の狭間にあった生活困窮者の支援を行う点において適切であると判断する。しかし、法案が真に生活困窮者を支援するためには、生活保護制度との位置づけを明確にすること、及び法案の要である生活困窮者自立相談支援事業（以下、「自立相談支援事業」という）が適切に機能することが重要であると考え。そこで、次の事項を法案に明記することを要望する。

### 1. 法案が生活保護申請のいわゆる「水際作戦」の手段として使われないこと

支援の対象となる生活困窮者は、法案第 2 条で「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」とされている。我が国の捕捉率は 20%から 30%と言われている中、すでに最低限度を下回る要保護者は多く存在する。法案は「おそれのある者」を対象としており、要保護者に対して生活保護法の他法他施策の活用を理由として、いわゆる「水際作戦」の手段として法案が使われないよう、本法案の活用を生活保護の拒否の理由にしてはならないことを明記すべきである。

### 2. 自立相談支援事業を担う人材は相談援助の専門職とすること

法案では自立相談支援事業を担う人材については全く明記されていない。しかし、本事業は法案第 2 条 1 項 1 号で「自立に関する問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業」とされており、そこでの相談が支援の方向性や支援内容を左右する重要な事業である。相談や助言を担う者は、利用者が生活困窮に陥っている事実概要を聞くのみならず、その人を取り巻く環境や生活歴などを含めてアセスメントし、その結果を専門的知見にもとづき支援計画案を立てる必要がある。また、生活困窮者をエンパワメントし自立を促したり、単に窓口で待つのではなくアウトリーチを行うことや、生活困窮者の横断的なニーズに対応するため多職種、多機関連携を行うことも必要である。そこには単に経験則によらない相談援助技術の専門性が必要である。自立相談支援事業を担う人材には専門性をそなえた人材を配置することを明記すべきである。

### 3. 自立相談支援事業の委託に際しては相談支援機能を保障するための要件を付すこと

法案第 4 条 2 項では「生活困窮者自立相談支援事業の事務の全部又は一部を当該都道府県等以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる」とされているが、前述したように自立相談支援事業は支援事業の要の部分である。民間団体への安易な全部の委託は、就労率など目に見える数値目標達成を目的とし、本来の法案の目的である「生活困窮者の自立の促進を図ること」が見失われる懸念や、いわゆる貧困ビジネスを助長しかねないおそれもある。委託先に関しては「厚生労働省令で定める」とされているが、責任の主体は行政にあること、機能が中立・公正に遂行されること、専門職の配置など相談支援機能を保障する要件を定めることを明記すべきである。

2013 年 11 月 1 日

社団法人日本社会福祉士会  
会 長 鎌倉 克英